島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会規定

(設 置)

第1条 松江市に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域における環境 放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知 をはかることを目的として島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会(以下「協 議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。
 - (1) 環境放射線等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
 - (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集及び調査
 - (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

- 第3条 協議会は、委員70名以内で組織し、会長及び副会長2名を置く。
 - 2 委員は、知事及び次の各号に掲げる者のうち知事が委嘱し、または任命した者とする。
 - (1) 公職にある者
 - (2) 各種団体等の推薦を受けた者
 - (3) 行政職員
 - 3 委員の任期は、前項第1号の委員はその職の任期とし、第2号の委員は2年とし、 第3号の委員はその職の在任期間とする。ただし、それぞれ再任を妨げない。
 - 4 第2項第2号に規定する各種団体等の推薦を受けたものが欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。
 - 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開と することができる。

(顧 問)

第6条 会長は、必要に応じて、島根県原子力安全顧問(以下「顧問」という)に出席を 求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会に専門部会を置くことができる。
 - 2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。
 - 3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行う。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置き、会長は、必要に応じて、出席を求めることができる。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

付 則

- この規定は、昭和48年5月25日から施行する。
- 一部改正 平成 5年4月1日
- 一部改正 平成10年4月1日
- 一部改正 平成15年4月1日
- 一部改正 平成18年2月8日 (ただし、第3条第3項及び第4項の規定は平成18年4月1日から施行する。)
- 一部改正 平成19年7月13日
- 一部改正 平成20年11月25日
- 一部改正 平成23年8月1日
- 一部改正 平成25年4月1日
- 一部改正 平成25年8月1日

改正前

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会規定

(設 置)

第1条 松江市に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域に おける環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について 県民一般への周知をはかることを目的として島根県原子力発電所周辺環境安 全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。
 - (1) 環境放射線等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
 - (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集及び調査
 - (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

- 第3条 協議会は、委員42名以内で組織し、会長及び副会長2名を置く。
- 2 委員は、知事及び次の各号に掲げる者のうち知事が委嘱し、または任命した者とする。
 - (1) 公職にある者
 - (2) 各種団体等の推薦を受けた者
 - (3) 行政職員
- 3 委員の任期は、前項第1号の委員はその職の任期とし、第2号の委員は2 年とし、第3号の委員はその職の在任期間とする。ただし、それぞれ再任を 妨げない。
- 4 第2項第2号に規定する各種団体等の推薦を受けたものが欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、 非公開とすることができる。

改正後

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会規定

(設 置)

第1条 松江市に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域に おける環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について 県民一般への周知をはかることを目的として島根県原子力発電所周辺環境安 全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。
 - (1) 環境放射線等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
 - (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集及び調査
 - (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

- 第3条 協議会は、委員70名以内で組織し、会長及び副会長2名を置く。
- 2 委員は、知事及び次の各号に掲げる者のうち知事が委嘱し、または任命した者とする。
 - (1) 公職にある者
 - (2) 各種団体等の推薦を受けた者
 - (3) 行政職員
- 3 委員の任期は、前項第1号の委員はその職の任期とし、第2号の委員は2 年とし、第3号の委員はその職の在任期間とする。ただし、それぞれ再任を 妨げない。
- 4 第2項第2号に規定する各種団体等の推薦を受けたものが欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、 非公開とすることができる。

改正前 改正後 (顧 問) (顧 問) 第6条 会長は、必要に応じて、島根県原子力安全顧問(以下「顧問」という) 第6条 会長は、必要に応じて、島根県原子力安全顧問(以下「顧問」という) に出席を求めることができる。 に出席を求めることができる。 (専門部会) (専門部会) 第7条 協議会に専門部会を置くことができる。 第7条 協議会に専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。 2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。 3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行う。 3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行う。 (オブザーバー) 第8条 協議会にオブザーバーを置き、会長は、必要に応じて、出席を求める ことができる。 (庶 務) (庶 務) 第8条 協議会の庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。 第9条 協議会の庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。 (その他) (その他) 第10条 この規定に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長 第9条 この規定に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が 会議に諮って定める。 が会議に諮って定める。 付 則 付 則 この規定は、昭和48年5月25日から施行する。 この規定は、昭和48年5月25日から施行する。 一部改正 平成 5年4月1日 一部改正 平成 5年4月1日 一部改正 平成10年4月1日 一部改正 平成10年4月1日 一部改正 平成15年4月1日 一部改正 平成15年4月1日 平成18年2月8日(ただし、第3条第3項及び第4項の規定 平成18年2月8日(ただし、第3条第3項及び第4項の規定 一部改正 一部改正 は平成18年4月1日から施行する。) は平成18年4月1日から施行する。) 平成19年7月13日 一部改正 平成19年7月13日 一部改正 一部改正 平成20年11月25日 平成20年11月25日 一部改正 一部改正 平成23年8月1日 一部改正 平成23年8月1日 一部改正 平成25年4月1日 一部改正 平成25年4月1日 平成25年8月1日 一部改正